

## 議案第56号

### 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

取手市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第80号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月29日提出

取手市長 中村 修

#### 提案理由

人事院の勧告や特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、給料表の改定、一般職の期末手当及び勤勉手当並びに特別職の期末手当の見直し等所要の措置を講ずるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部改正による新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の名称変更等に伴う所要の整理を行うため、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)</p> <p>第12条の8 <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>は、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8</u>に規定する職員が、その住所又は居所を離れて本市の区域に滞在した場合に支給する。</p> <p>2 第12条の6第2項及び第3項の規定は、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>について準用する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任</p>	<p>(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)</p> <p>第12条の8 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>は、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条</u>に規定する職員が、その住所又は居所を離れて本市の区域に滞在した場合に支給する。</p> <p>2 第12条の6第2項及び第3項の規定は、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>について準用する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任</p>

<p>命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p>
---	--

別表第2及び別表第3を次のように改める。

## 別表第2（第5条関係）

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	

36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	

78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000				
115		302,300				
116		302,700				
117		302,900				
118		303,100				
119		303,400				

	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	365,500
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	368,100
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	370,500
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	372,900
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	374,800
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	377,300
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	379,600
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	382,100
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	384,500
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	387,100
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	389,700
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	392,300
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	394,600
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	396,900
15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	399,100	

16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	401,400
17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	403,200
18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	405,100
19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	407,000
20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	408,800
21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	410,600
22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	412,400
23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	414,200
24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	416,000
25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	417,600
26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	419,100
27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	420,600
28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	422,100
29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	423,600
30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	424,900
31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	426,200
32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	427,400
33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	428,600
34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	429,900
35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	431,200
36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	432,400
37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	433,600
38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	434,400
39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	435,200
40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	436,000
41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	436,600
42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	437,300
43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	438,000
44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	438,700
45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	439,500
46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	440,300
47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	440,700
48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	441,400
49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	441,900
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	442,300
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	442,700
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	443,100
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	443,500
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	443,900
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	444,300
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	444,600
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	444,900

58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	445,300
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	445,600
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	445,900
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	446,200
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	
86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600	
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900	
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100	
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300	
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600	
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900	
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100	
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300	
94	302,300	325,900	351,900	385,300			
95	303,400	327,200	353,400	385,900			
96	304,700	328,500	354,800	386,400			
97	305,800	329,700	356,100	386,800			
98	307,000	331,000	357,300	387,200			
99	308,200	332,200	358,400	387,800			

100	309,400	333,400	359,600	388,300
101	310,500	334,800	360,700	388,700
102	311,500	335,700	361,800	389,200
103	312,500	336,700	362,900	389,800
104	313,500	337,800	364,000	390,300
105	314,300	338,900	365,200	390,600
106	314,900	340,000	365,700	391,000
107	315,500	341,000	366,300	391,500
108	316,100	342,000	366,900	391,800
109	316,600	343,200	367,500	392,100
110	317,100	344,200	368,000	392,600
111	317,500	345,200	368,500	393,100
112	318,000	346,100	369,000	393,600
113	318,800	347,000	369,400	393,900
114	319,500	347,900	369,800	394,400
115	320,200	348,900	370,400	394,900
116	320,800	349,900	370,900	395,400
117	321,400	350,900	371,300	395,700
118	322,200	351,300	371,800	396,200
119	322,900	351,900	372,400	396,700
120	323,700	352,500	372,900	397,200
121	324,300	352,800	373,100	397,600
122	324,600	353,200	373,600	398,100
123	325,100	353,700	374,100	398,500
124	325,600	354,100	374,500	399,000
125	325,900	354,500	375,000	399,400
126		354,900	375,500	
127		355,400	376,000	
128		355,800	376,500	
129		356,200	376,800	
130		356,600	377,300	
131		357,000	377,800	
132		357,400	378,300	
133		357,600	378,600	
134		358,100	379,100	
135		358,500	379,500	
136		358,800	379,900	
137		359,100	380,200	
138		359,500	380,700	
139		360,000	381,200	
140		360,500	381,700	
141		360,800	382,000	

	142		361,300					
	143		361,800					
	144		362,300					
	145		362,600					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料 月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	

備考 この表は、消防吏員で市長が定めるものに適用する。

第2条 取手市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p>

<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 102.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 48.75</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3 から 5 まで (略)</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 100、12 月に支給する場合には 100 分の 105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 47.5、12 月に支給する場合には 100 分の 50</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3 から 5 まで (略)</p>
--	--

(取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を</p>

準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

第4条 取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」と</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の175」とし</u>、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮</p>

あるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

(取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>380,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>427,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>477,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>539,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>615,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>718,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;"><u>839,000 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、<u>「10</u></p>	号給	給料月額	1	<u>380,000 円</u>	2	<u>427,000 円</u>	3	<u>477,000 円</u>	4	<u>539,000 円</u>	5	<u>615,000 円</u>	6	<u>718,000 円</u>	7	<u>839,000 円</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>376,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>422,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>472,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>533,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>608,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>710,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;"><u>830,000 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。</p>	号給	給料月額	1	<u>376,000 円</u>	2	<u>422,000 円</u>	3	<u>472,000 円</u>	4	<u>533,000 円</u>	5	<u>608,000 円</u>	6	<u>710,000 円</u>	7	<u>830,000 円</u>
号給	給料月額																																
1	<u>380,000 円</u>																																
2	<u>427,000 円</u>																																
3	<u>477,000 円</u>																																
4	<u>539,000 円</u>																																
5	<u>615,000 円</u>																																
6	<u>718,000 円</u>																																
7	<u>839,000 円</u>																																
号給	給料月額																																
1	<u>376,000 円</u>																																
2	<u>422,000 円</u>																																
3	<u>472,000 円</u>																																
4	<u>533,000 円</u>																																
5	<u>608,000 円</u>																																
6	<u>710,000 円</u>																																
7	<u>830,000 円</u>																																

0 分の 125」とあるのは「100 分の 175」とする。

第 6 条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 23 年条例第 26 号)第 6 条の規定」と、給与条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 23 年条例第 26 号)第 6 条の規定」と、給与条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」と、「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。</p>

(取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 7 条 取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>1 から 3 まで (略)</p> <p>(<u>期末手当の支給率改定の特例</u>)</p> <p>4 <u>第 13 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定により給与条例第 20 条第 2 項の規定を準用する場合において、同項に規定する期末手当基礎額に乗じる率(以下この項において「支給率」という。)の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の支給率</u></p>	<p>付 則</p> <p>1 から 3 まで (略)</p>

は、当分の間、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該会計年度任用職員の採用の日が属する年度の初日における当該規定の支給率によるものとする。

#### 付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(取手市職員の給与に関する条例(以下この項及び次項において「給与条例」という。)第12条の8の改正規定を除く。)による改正後の給与条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の取手市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(次項において「改正後の特別職給与条例」という。)の規定及び第5条の規定による改正後の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の取手市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例又は第5条の規定による改正前の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。